

埼玉県障害福祉サービス感染症対応・再開支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響下で、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要な障害福祉サービスを提供する体制を構築することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業は、別表1のとおりとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業

別表2に掲げる、県内に所在する施設・事業所等を運営する法人（以下「施設・事業所等運営法人」という。）

(2) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

別表2に掲げる、県内に所在する計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所（以下「在宅サービス事業所」という。）を運営する法人

(3) 障害福祉施設・事業所等職員慰労金支給事業

ア 施設・事業所等運営法人（地方公共団体を除く。）

イ 別表1の3のイに該当する事業を行う事業所等運営法人（地方公共団体を除く。）

ウ 別表1の3に該当する者で法人を通じて慰労金の支給を受けられない者

エ 地方公共団体が設置及び運営する施設・事業所等に勤務する職員

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に定める暴力

- 団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（補助額）

第4条 前条各号の事業に対する補助額は、次のとおりとする。

- (1) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業
別表3のとおりとする。
- (2) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業
別表4のとおりとする。
- (3) 障害福祉施設・事業所等職員慰労金支給事業
 - ア 慰労金
別表5のとおりとする。
 - イ その他
慰労金を支給する際に発生した振込手数料については、実支出額を補助額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書を知事が定める期限までに提出するものとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の様式は、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書（別添）のとおりとする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 第2項の補助金交付申請書には、規則第4条第2項第5号の規定による知事が定める事項に係る書類を次のとおり添付するものとし提出部数は1部とする。
 - (1) 第3条第1項(1)、(2)及び(3)ア及びイに該当する補助対象者の場合
 - ア 事業所・施設別申請額一覧（様式1）

イ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）

ウ 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

エ 口座振替依頼書（様式4）

オ その他知事が必要と認める書類

ただし、埼玉県国民健康保険団体連合会のオンラインシステムを通じて申請する場合は、エの添付は不要とする。

(2) 第3条第1項(3)ウ又はエに該当する職員が申請する場合

ただし、第3条第1項(3)エに該当する職員の申請については、職員が勤務する施設・事業所が取りまとめて提出するものとする。

ア 埼玉県障害福祉サービス感染症対応・再開支援事業補助金申請書兼実績報告書（個人用）（様式5）

イ その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書等を受理したときは、当該申請書等を審査し補助金を交付すべき者と認めたときは、補助金の額を決定するものとする。

2 規則第7条の規定に基づき、補助金を交付するときは、様式6-1又は6-2により、補助金を交付しないことを決定したときは、様式7号により通知する。

（補助金の交付方法）

第7条 知事は、原則として埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて補助金を交付し、これによらない場合は、県から交付するものとする。

2 この補助金は、概算払により補助金を交付することができるものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、様式8のとおりとし、その提出部数は1部とする。なお、精算払により補助金を交付する場合は、第5条第1項の交付申請書を実績報告書とみなし、実績報告書の提出は要しないものとする。

2 前項の実績報告書は、補助金の入金の日から2月を経過する日までに提出しなければならない。

3 第1項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業所・施設別申請額一覧（様式1）

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉分）に関する事業実

- 施計画書（事業所単位）（様式2）
- (3) 障害福祉施設・事業所等職員慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

- 第9条 規則第14条の規定する交付確定通知書の様式は、様式9のとおりとする。
- 2 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式10）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 3 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（受領書の徴取等）

- 第10条 第3条（3）ア及びイに規定する施設・事業所等は、慰労金支給対象職員等から、埼玉県障害福祉施設・事業所等職員慰労金代理請求・受領委任状（様式11-1）を徴取し、第5条第4項（1）ウ障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）を作成しなければならない。
- 2 職員等に慰労金を支給した障害福祉施設・事業所等は、様式11-2により受領書を徴取しなければならない。
- 3 障害福祉施設・事業所等職員慰労金支給事業の補助金の交付を第7条第2項の規定により概算払で受けた者は、入金の日から概ね2か月以内に職員等に慰労金を支給し、前項で規定する受領書を徴取しなければならない。

（状況報告及び是正措置等）

- 第11条 知事は、補助金の交付に関して必要な場合、申請者若しくは補助金の交付決定を受けた者に対して、施設・事業所等の検査又は事業活動についての報告を求めることができる。
- 2 知事は、前項の検査又は報告の結果、補助金の交付に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

- 第12条 知事は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとするとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (4) 本事業に関して県の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の交付確定後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、第12条第1項又は第2項の規定による取消しについて準用する。

(交付の条件)

第14条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の各事業区分間の経費配分を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(書類の整備等)

第15条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効

用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 3 第 10 条第 1 項に規定する、埼玉県障害福祉施設・事業所等職員慰労金代理請求・受領委任状並びに第 2 項及び第 3 項に規定する受領書は、職員等に慰労金を支給したことを証するものとして、障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式 3）とあわせて、知事からの求めがあった場合は速やかに提出できるよう、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から 5 年間適切に保管しなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 28 日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

別表1(第2条関係)

補助対象事業

事業名	補助対象事業
1 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業	令和2年4月1日以降、施設・事業所等において感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービスを提供するために発生したかかり増し経費を補助の対象とする。
2 障害福祉サービス再開に向けた支援事業	<p>(1) 在宅サービス事業所による利用者のサービス再開支援への補助事業 令和2年4月1日以降、在宅サービス事業所が、サービス利用休止中の利用者へのサービス再開支援を行った場合、以下のア又はイに該当する経費を補助の対象とする。</p> <p>ア 計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所 在宅サービス利用休止中の利用者に対して、健康状態や生活実態の確認、希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合の経費</p> <p>イ 在宅サービス事業所 在宅サービス利用休止中の利用者に対して、相談支援専門員と連携し、健康状態や生活実態の確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等を行った場合の経費</p> <p>(2) 在宅サービス事業所及び計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所における環境整備への助成事業 令和2年4月1日以降、在宅サービス事業所及び計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所が、感染症防止のため「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密閉場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要するものを購入等した場合の経費（以下「環境整備費」という。）を補助の対象とする。</p>
3 障害福祉サービス施設・事業所等職員慰労金支給事業	<p>令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間（以下「対象期間中」という。）、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら障害福祉サービスの継続に努めていただいた職員で、次のア若しくはイに該当した上で、ウにも該当する者に対して慰労金を支給した場合の経費を補助の対象とする。</p> <p>ア 別表2に掲げる施設・事業所等に勤務し、利用者と接した職員</p> <p>イ 障害者総合支援法の地域生活支援事業のうち、次に掲げる事業を行う事業所等に勤務し、利用者として接した職員 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介護員派遣事業</p> <p>ウ 次のいずれにも該当する職員 (ア) 対象期間中に施設・事業所等で通算して10日以上勤務した者 (イ) 対象期間中に「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で勤務していた者（派遣労働者のほか、業務委託者の労働者として当該施設・事業所等において勤務していた従事者を含む。）</p> <p>ただし、慰労金の支給は、医療機関や介護施設等で勤務していた者への慰労金を含めて、一人につき1回に限る。</p>

別表 2 (第 3 条関係)

	サービスの種別	障害福祉サービス施設・事業所等の種別
1	通所系サービス事業所	生活介護事業所 療養介護事業所 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援 A 型事業所 就労継続支援 B 型事業所 就労定着支援事業所 児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所
2	障害者施設等	障害者支援施設 共同生活援助事業所 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設
3	短期入所サービス事業所	短期入所サービス事業所
4	訪問系サービス事業所	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 行動援護事業所 同行援護事業所 自立生活援助事業所 保育所等訪問支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所
5	相談系サービス事業所	計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所

※ 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

別表3(第4条(1)関係)

基準単価(単位:千円、1事業所)			
助成対象		(1)① 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (感染症発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く)	
事業所・施設等の種別(※1)		令和2年4月1日以降、感染症を対策を徹底した上で、障害福祉サービス提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス事業所・施設等(※2)	
通所系	1 療養介護	2,374	/事業所
	2 生活介護	757	/事業所
	3 自立訓練(機能訓練)	346	/事業所
	4 自立訓練(生活訓練)	273	/事業所
	5 就労移行支援	265	/事業所
	6 就労継続支援A型	335	/事業所
	7 就労継続支援B型	353	/事業所
	8 就労定着支援	52	/事業所
	9 自立生活援助	27	/事業所
	10 児童発達支援	380	/事業所
	11 医療型児童発達支援	240	/事業所
	12 放課後等デイサービス	360	/事業所
短期入所	13 短期入所	204	/事業所
入所・居住系	14 施設入所支援	1,215	/施設
	15 共同生活援助(介護サービス包括型)	402	/事業所
	16 共同生活援助(日中サービス支援型)	358	/事業所
	17 共同生活援助(外部サービス支援型)	180	/事業所
	18 福祉型障害児入所施設	1,182	/施設
	19 医療型障害児入所施設	635	/施設
訪問系	20 在宅介護	115	/事業所
	21 重度訪問介護	188	/事業所
	22 同行援護	65	/事業所
	23 行動援護	115	/事業所
	24 在宅訪問型児童発達支援	46	/事業所
	25 保育所等訪問支援	38	/事業所
	26 計画相談支援	60	/事業所
相談系	27 地域移行支援	44	/事業所
	28 地域定着支援	46	/事業所
	29 障害児相談支援	44	/事業所
対象経費(※4)	a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c (研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等 d 感染防止を徹底するための面会室の改修費 e 建物内外の消毒・清掃費用 f 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 g 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 h 自動車の購入又はリース費用 i 自転車等の購入又はリース費用 j タレット等のIT機器の購入又はリース費用(通信費用は除く) k 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、賃料・物品の使用料 l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 m 在宅介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合) n 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費		
助成額	・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①・②と(3)①・②の両方を助成することができる。		

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者に限る。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス事業所等は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

※3 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

※4 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないとは判断できるものであれば、幅広く対象とする。

基準単価(単位:千円、1事業所)			
助成対象		(1)② 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (感染症発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る)	
助成対象対象事業所			
	1 障害者支援施設	3,000	/施設・事業所
	2 障害児入所施設		
	3 共同生活援助事業所		
	4 短期入所事業所		
	5 宿泊型自立訓練事業所		
助成額	・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設に(1)①・②と(3)①・②の両方を助成することができる。		

別表4(第4条(2)関係)

基準単価(単位:千円、1利用者又は1事業所当たり)

助成対象		(3)①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業		(3)②在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における環境整備への助成事業	
事業所・施設等の種別(※1)		令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域相談支援事業所(※3)		令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所	
通所系	1 療養介護	2	/利用者	200	/事業所
	2 生活介護	2	/利用者	200	/事業所
	3 自立訓練(機能訓練)	2	/利用者	200	/事業所
	4 自立訓練(生活訓練)	2	/利用者	200	/事業所
	5 就労移行支援	2	/利用者	200	/事業所
	6 就労継続支援A型	2	/利用者	200	/事業所
	7 就労継続支援B型	2	/利用者	200	/事業所
	8 就労定着支援	2	/利用者	200	/事業所
	9 自立生活援助	2	/利用者	200	/事業所
	10 児童発達支援	2	/利用者	200	/事業所
	11 医療型児童発達支援	2	/利用者	200	/事業所
	12 放課後等デイサービス	2	/利用者	200	/事業所
短期入所	13 短期入所	2	/利用者	200	/事業所
入所・居住系	14 施設入所支援	—	—	—	—
	15 共同生活援助(介護サービス包括型)	—	—	—	—
	16 共同生活援助(日中サービス支援型)	—	—	—	—
	17 共同生活援助(外部サービス支援型)	—	—	—	—
	18 福祉型障害児入所施設	—	—	—	—
	19 医療型障害児入所施設	—	—	—	—
訪問系	20 居宅介護	2	/利用者	200	/事業所
	21 重度訪問介護	2	/利用者	200	/事業所
	22 同行援護	2	/利用者	200	/事業所
	23 行動援護	2	/利用者	200	/事業所
	24 居宅訪問型児童発達支援	2	/利用者	200	/事業所
	25 保育所等訪問支援	2	/利用者	200	/事業所
相談系	26 計画相談支援	1.5	/利用者	200	/事業所
	27 地域移行支援	2	/利用者	200	/事業所
	28 地域定着支援	—	—	—	—
	29 障害児相談支援	2.5	/利用者	200	/事業所
対象経費(※4)				・3つの密(「換気が悪い密閉空間」、多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等 a 長机 b 飛沫防止パネル c 換気設備 d (電気)自転車(リース費用含む) e タブレット等のICT機器(リース費用含む。)(通信費用は除く) f 感染防止のための内装改修費	
助成額		・また、1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①・②と(3)①・②両方を助成することができる。		・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設につき上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①・②と(3)①・②両方を助成することができる。	

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者に限る。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス事業所等は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

※3 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

・計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所:在宅サービス利用休止中の利用者に対して、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行った場合

・在宅サービス事業所:在宅サービス利用休止中の利用者に対して、相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスの確認(感染対策に係る要望を含む)し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行った場合

※ 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していただいている利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者

※ 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること

※ 「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと

※ 「調整を行う」とは1回以上電話等により連絡を行ったこと

※4 かの増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実施主体である県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないものと判断できるのであれば、幅広く対象とする。

別表5(第4条(3)関係)

障害福祉施設・事業所等職員慰労金支給事業

補助対象職員	区 分		基準単価
1 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した施設・事業所等に勤務し、利用者と接した職員	(1)	訪問系サービスにおいて、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを一度でも提供した職員	一人につき20万円
	(2)	(1)以外の施設・事業所等において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該施設・事業所等で勤務した職員	一人につき20万円
	(3)	(1)及び(2)以外の職員	一人につき5万円
2 上記1以外の施設・事業所等に勤務し利用者とは接した職員			一人につき5万円